

(資料1及び資料3は、掲載省略)

資料2

戦後教育の本質

1、戦後教育の本質

(1) パーンズ国務長官、降伏文書に調印の日の発言(昭和20年9月2日)

「今夜、日本が降伏したことで、わが国は、日本が戦争を望むのではなく、平和を望むような国になる、精神的武装解除と称されるような第2段階(の戦争)に入った」

(2) 第2の戦争としての「精神的武装解除」は、「教育改革」という形で進められた。

①教職追放指令(「教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する件」)

軍国主義教育を推進したとされる教職員の追放(教育の民主化という名の精神的武装解除)

②21年5月6日、「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件の施行に関する件」(文部省令)

③教職員適格審査の機関が設置され、日本人が日本人にレッテル張りの使命感をもって取り組む体制が取られた。選別基準は米軍から与えられた。

(3) 旧教育基本法前文

「我らは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力に待つべきものである。……」

(4) 主権回復後の日本人による日本独立へのレジスタンス

①昭和27年4月28日、対日講和条約が発効。それに先立ち4月9日、「教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律」(法律第79号)

②27年4月26日、文部次官通達第77号

「適格検査は、日本の教育機構中より、軍国主義的、極端な国家主義的諸影響を払拭するために実施されてきた。～中略～教育民主化の徹底を一層期するためには、右の適格審査制度の趣旨を今後とも没却すべきではないと考えられます。各任命権者におかれては、教職員の任命に当たり、適格審査制度の趣旨とするところに十分思いを致し、慎重に措置されることを切に希望する次第であります」

③この文書の問題点

「法治主義への不服従と面従腹背」を主張している点。

この文書によって、パーンズが言った「日本の精神的武装解除」という第2の戦争は、独立回復後も継続することになった。このことは日本政府による「国家独立への正常化」に対する官僚のレジスタンスである。レジスタンスと言っても、GHQが推進した「民主化」への忠誠がその本質である。

※戦後教育は、まさにこの文部官僚による「国家独立への教育正常化」へのレジスタンスがその本質であった。それはGHQによる「教育の民主化」という名の「日本人の精神的武装解除」(武器を使わない第2段階の戦争)を、独立回復後、官僚がGHQに代わって、日本の独立へ向けての教育正常化を阻害してきたことに他ならない。

【6月22日の行事終了後、丹羽副部長から次の言葉が寄せられました】



総会、立派な日本人表彰式、野田校長先生の特別講演会、そして懇親会、感動しました。

我が内の内なる魂が喜んでいました。嬉しくて嬉しくてたまらんです。本当に日本に生まれてよかった!世界に類をみないこの日本に! その日本が悲鳴を上げています。 私たちは日本の国の為になにができるのか?皆それぞれの持ち場で活動しておられます。

そして日本会議に結集し、大きな大きなうねりをつくり「日本をあるべき姿にしよう」そんな叫びが聞えてきます。

皆さん、近藤支部長のもとへ、右手に1人携え、いざ参上!!!